

岡山市に提出する場合には岡山市長あてにして下さい。

届出は着手予定日の21日前までに行ってください。(初日は不算入)

特定生活関連施設新築等届出(協議)書

令和 3年 5月 1日

岡山市長 殿

住所 〒000-0000 岡山市〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 岡山 花子

(法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

押印は不要です。

岡山県福祉のまちづくり条例(平成12年岡山県条例第1号)第19条第1項(第20条第1項)の規定により、特定生活関連施設の新築等について届出(協議の申出)を行います。

1 特定生活関連施設の概要

(1)名称 (仮称)●●●●CAFE 新築工事

(2)所在地 岡山市〇区〇〇字〇〇 〇〇番〇

(3)種類 建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場

(4)用途(複数ある場合は、全て記載してください。)

物販店舗、喫茶店

(5)工事種別

ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様

イ 建築物以外 新設・その他( )

(6)規模等

ア 建築物

1)生活関連施設の用途に供する部分の床面積

(用途の名称) (床面積)

(物販店舗) (54.44 m<sup>2</sup>)

(喫茶店) (97.10 m<sup>2</sup>)

( ) ( m<sup>2</sup>)

( ) ( m<sup>2</sup>)

(計) 151.54 m<sup>2</sup>

2)生活関連施設の用途に供する部分以外の床面積 (10.00 m<sup>2</sup>)

3)合計(延べ面積) (161.54 m<sup>2</sup>)

4)共同住宅の戸数、寄宿舎の居室数 ( )

イ 建築物以外の公共交通機関の施設 (1日当たりの平均乗降客数) 人

ウ 公園等 (敷地面積) m<sup>2</sup>

エ 路外駐車場 (駐車のために供する部分の面積) m<sup>2</sup>

(7)工事着手予定年月日 令和 3年 5月 22日

(8)工事完了予定年月日 令和 3年 12月 30日

所在地は地名地番で記載して下さい。

別表第1の同じ項の施設は、その合計面積により届出の要否等を判断します。今回のケースでは、同じ項の物販店舗と喫茶店の合計面積が100m<sup>2</sup>以上となるため、届出が必要となります。

生活関連施設にならない別棟の駐車場の面積を計上。

2 連絡先(代理者のある場合は、記載してください。)

(1)氏名 岡山 太郎

(2)事務所の名称 岡山太郎建築設計事務所

(3)所在地 (〒000-0000) 岡山市〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(4)電話番号(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

委任状の代理者情報と整合させて下さい。

備考 1 必要事項を記載し、又は該当事項を「〇」で囲んでください。

市町村受付欄		県受付欄		別表第一の区分
受付番号	受付印	受付番号	受付印	
建築確認申請受付日		年	月	日

委任状の様式は任意ですが、代理者の資格及び登録番号、事務所種別・登録番号及び住所、電話番号は必ず記載して下さい。

# 委任状

## 【代理者】

【資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 〇〇〇〇〇 号  
【氏名】 岡山 太郎  
【建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 岡山県 ) 知事登録第 〇〇〇〇〇 号  
岡山太郎建築設計事務所  
【郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【所在地】 岡山市〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
【電話番号】 (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇  
【FAX番号】 (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇

上記の者を代理人と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続き一切の権限を委任します。

届出書の内容と一致させて下さい。

【地名地番】 岡山市〇区〇〇字〇〇 〇〇番〇  
【主要用途】 物販店舗、喫茶店  
【工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕  
【委任事項】 確認(許可)申請手続 確認済(許可)証受取  
建築工事届提出 中間検査申請手続  
中間検査合格証受取 完了検査申請手続  
検査済証受取 取止、取下届提出  
独立行政法人住宅金融支援機構設計審査申請手続  
独立行政法人住宅金融支援機構現場検査申請手続  
現場検査立会

委任事項の内容(条文名称まで)を記載して下さい。

その他 (岡山県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定に基づく届出)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 【委任者】

【氏名】 岡山 花子  
【郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【住所】 岡山市〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
【電話番号】 (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇

委任者の押印は不要です。

様式例(用途面積 300㎡未満用)  
 特定生活関連施設整備項目表(建築物)

計画建物の用途が(3)項の生活関連施設で床面積300㎡未満のため(用途面積300㎡未満用)の整備項目表を使用します。  
 ※(1)項の生活関連施設は、床面積300㎡未満であっても(すべての建築物用)の整備項目表を使用するため、注意して下さい。

施設の所在地	岡山市〇区〇〇字〇〇 〇〇番〇
施設の名称	(仮称)●●●●●CAFE新築工事

届出書の記載内容と整合させて下さい。

項目	小項目	整備基準(概要)	適合欄	備考	
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ 幅は、内法80cm以上	○	有効165cm	
		ロ 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	○	両開き戸	
		ハ 車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)	○	出入口前後で段差なし	
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	配置図兼平面図の記載参照	
		ロ 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	○		
		(1) 手すりの設置	○		
		(2) 主たる階段の回り段の禁止	○		
	2) 道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く)	ニ	(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	配置図兼平面図の記載参照
			(4) 段は、識別しやすくつまずきにくいもの	○	段鼻の色変更、RC階段(け込部あり・踏面突出なし)
			ハ 表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。	○	細目グレーチング
			(1) 幅員は、内法120cm以上	○	
	3) 傾斜路	ホ	(2) 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保	○	
			(3) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	—	敷地内通路以上に戸なし
			(4) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置	○	スロープ設置
			(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上	○	段併設、有効90cm確保
(2) 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			○	1/12勾配	
(3) 勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			—	高低差54.5cm	
(4) 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置	○				
(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	配置図兼平面図の記載参照			
(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	○	周囲と仕上変更			

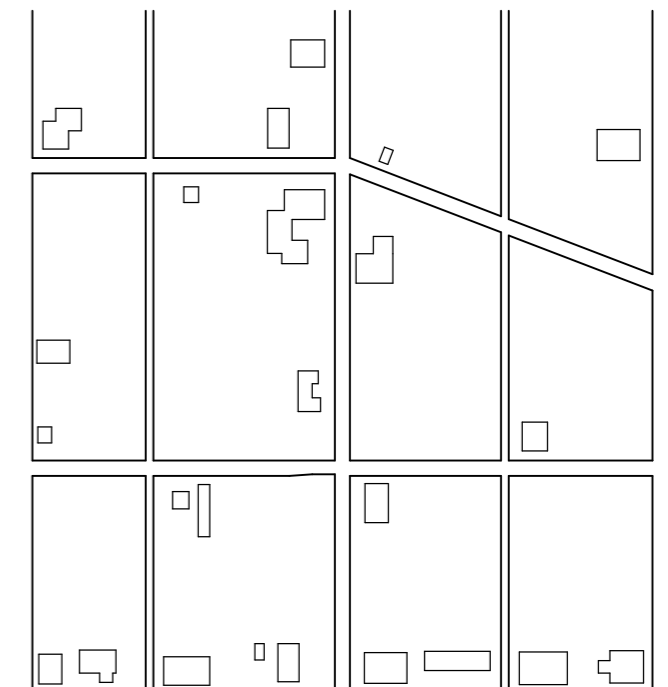
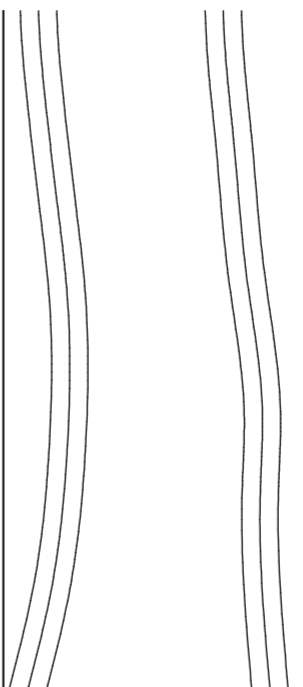
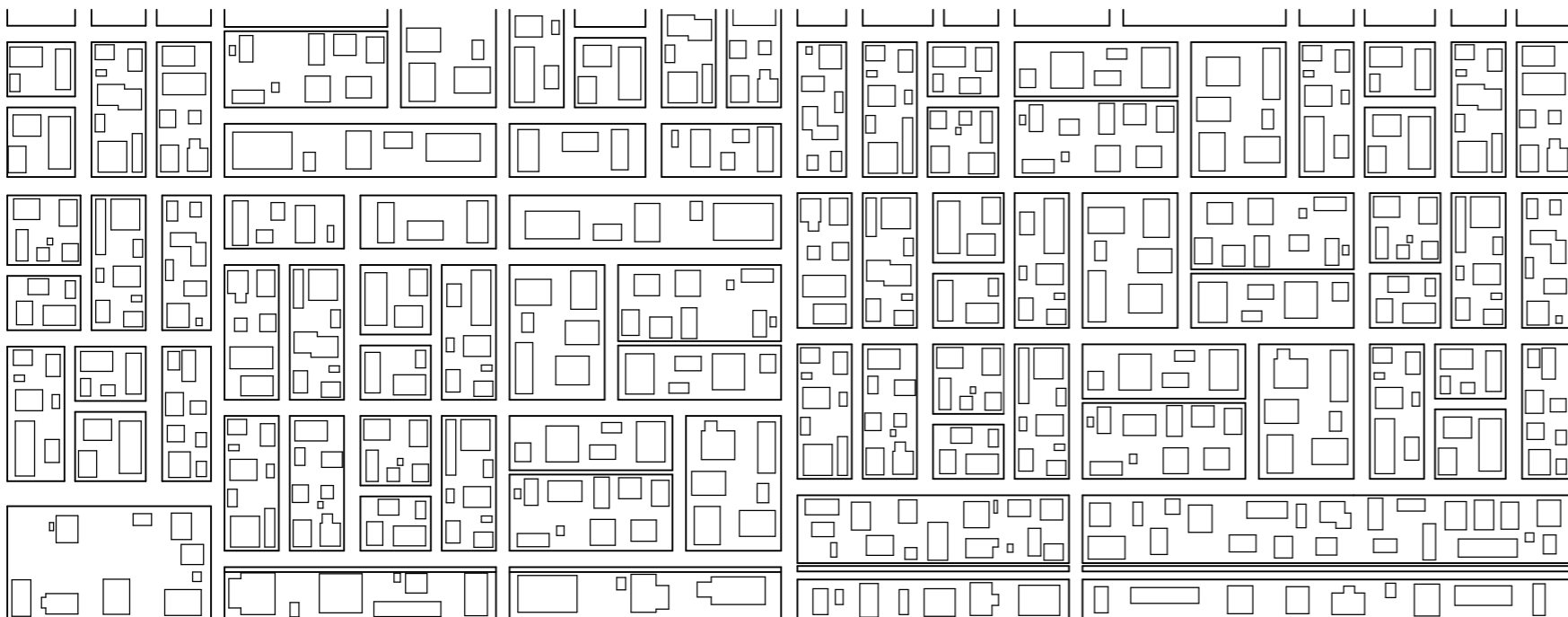
備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「—」を記載してください。  
 2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

適合部分は「○」、不適合部分は「×」、対象外部分や該当がない場合は斜線若しくは「—」を記載して下さい。

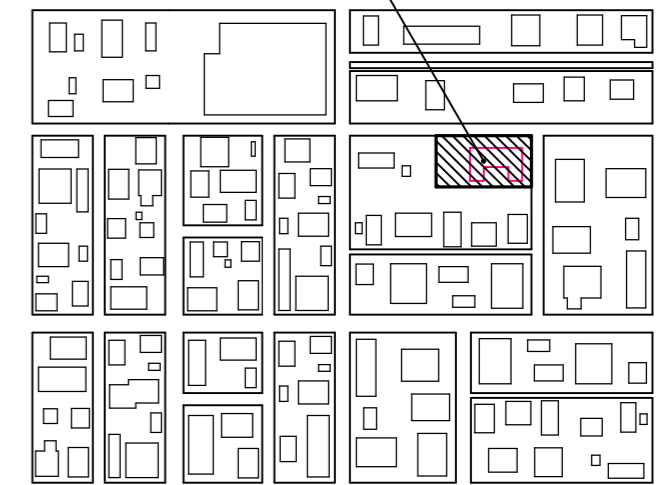
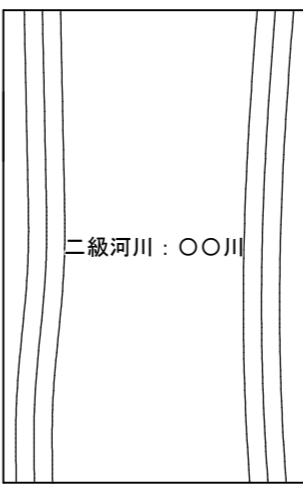
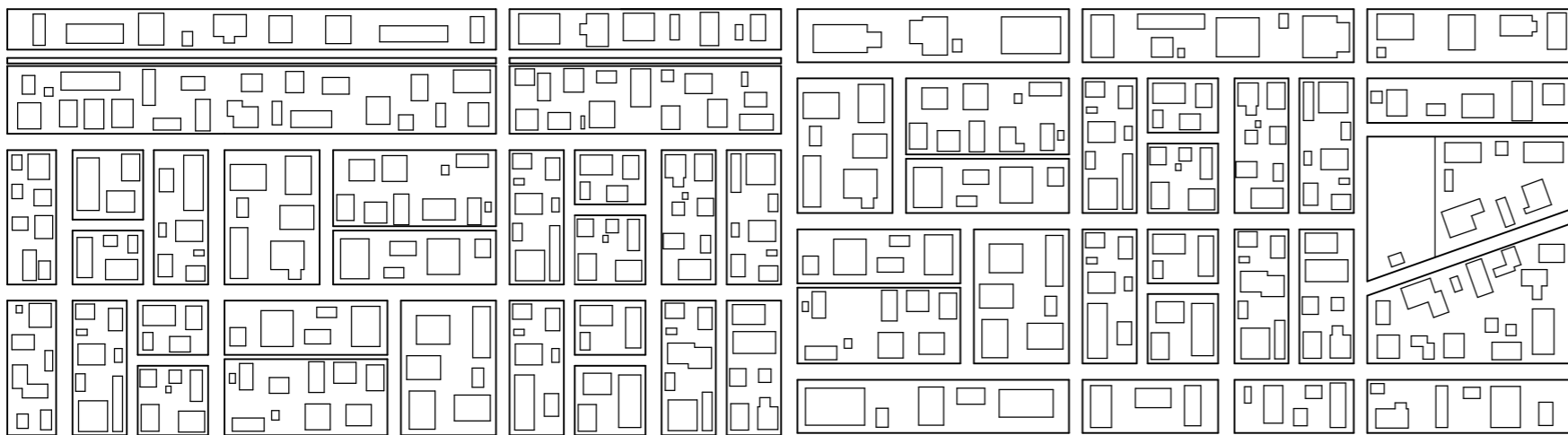
●次の施設に該当する場合で、100㎡以上～300㎡未満の建築物は、上記項目について、新築等を行う区域の市町村の窓口へ届出が必要です。

第二種医療施設	無床診療所、施術所(鍼灸院、接骨院等)
第二種保健福祉施設	保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、福祉、障害福祉サービス事業を行う施設、共同作業所等
第二種官公庁施設	独立行政法人、公社の事務所
教育施設	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等
集会施設	集会場・公会堂等(市町村民会館、音楽ホール、公民館、冠婚葬祭施設等)、研修施設
興行施設	劇場、観覧場(陸上競技場、野球場、競輪場、競艇場等)、映画館、演芸場
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等
スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場等
物品販売店舗	百貨店、マーケット、洋品店、食料品店、ガソリンスタンド等
飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店等
サービス業店舗	理髪店、美容院、公衆浴場、クリーニング取次店、旅行代理店、ガス・電力・電気通信事業者の店舗、郵便局、金融機関、証券業、貸金業、質屋等
宿泊施設	ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等
展示施設	展示場、資料館等
観光施設	展望所、休憩所、案内所(社寺、史跡を除く)
自動車車庫	建築物となる駐車施設

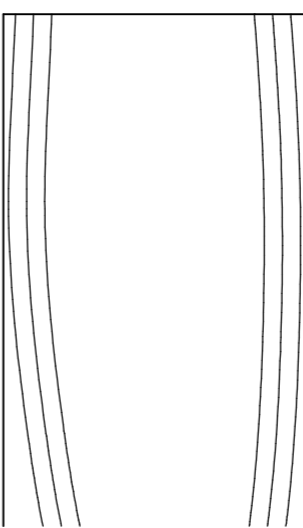
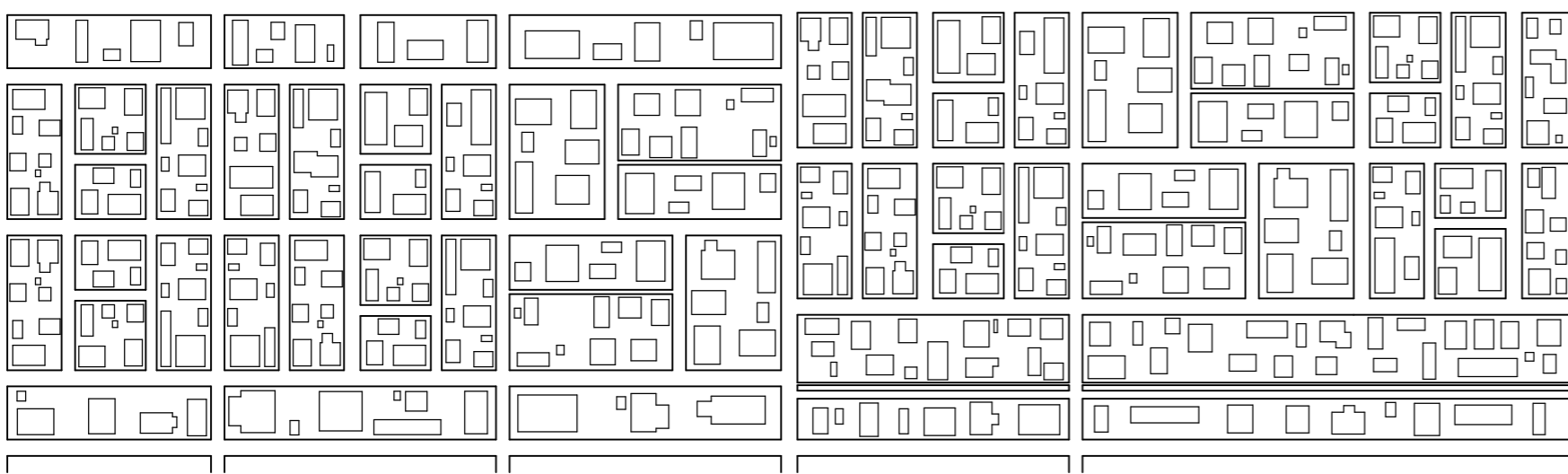
図面で表現しきれない部分や補足等は、備考欄に記載して下さい。



申請場所(岡山市〇区〇〇字〇〇 〇〇番〇)



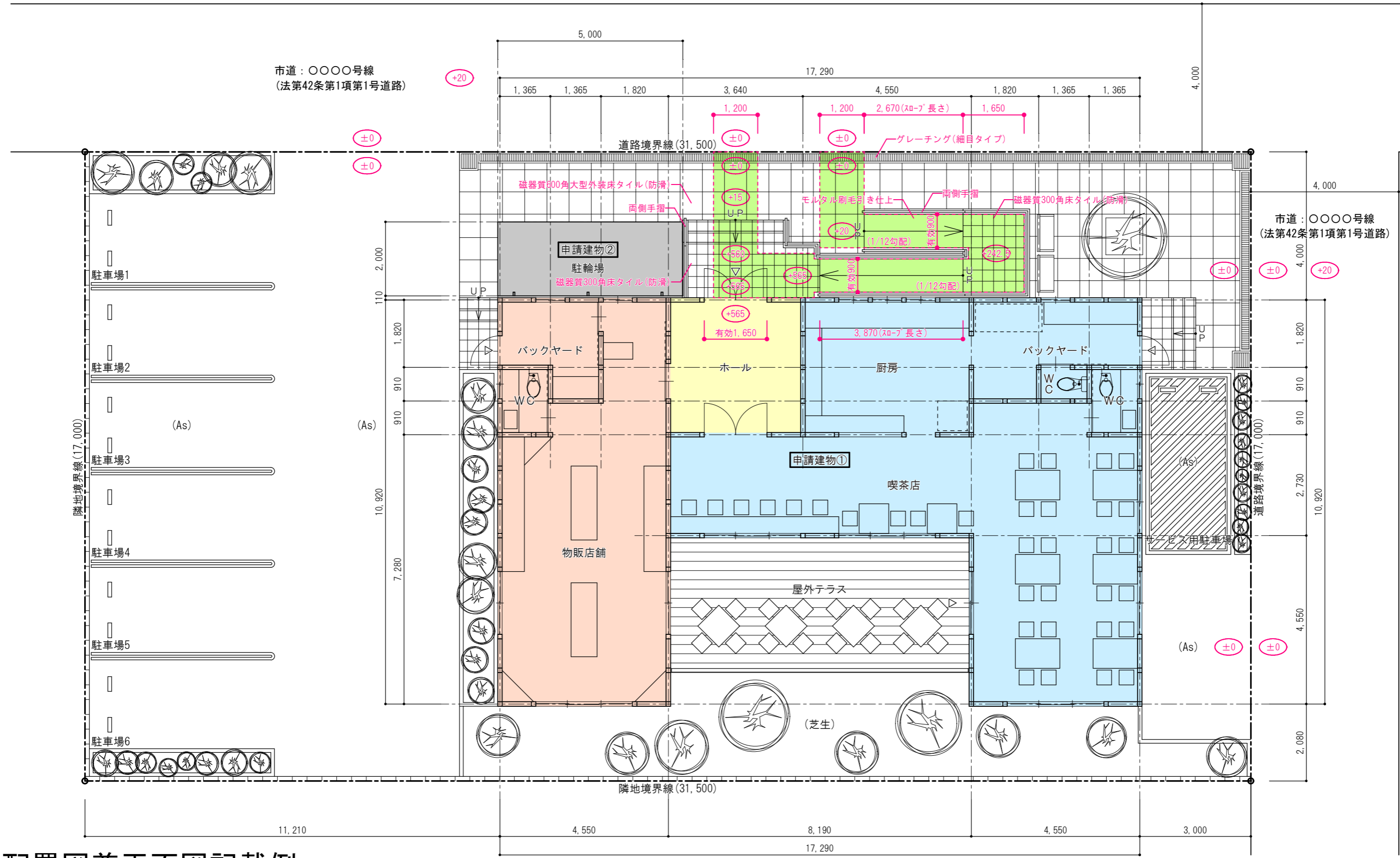
二級河川：〇〇川



### 付近見取図記載例

(※あくまで一例ですので、計画ごとに記載事項は異なります。記載の参考として下さい。)

承認	検図	作図	1級建築士(大臣)登録 第〇〇〇〇〇号 岡山 太郎	工事名称 (仮称) ●●●● CAFE 新築工事	完了 R3年 月 日	図番 1 枚目	図面番号 A-1	日付
				図面名称 付近見取図	縮尺 1/2500	3 枚中		

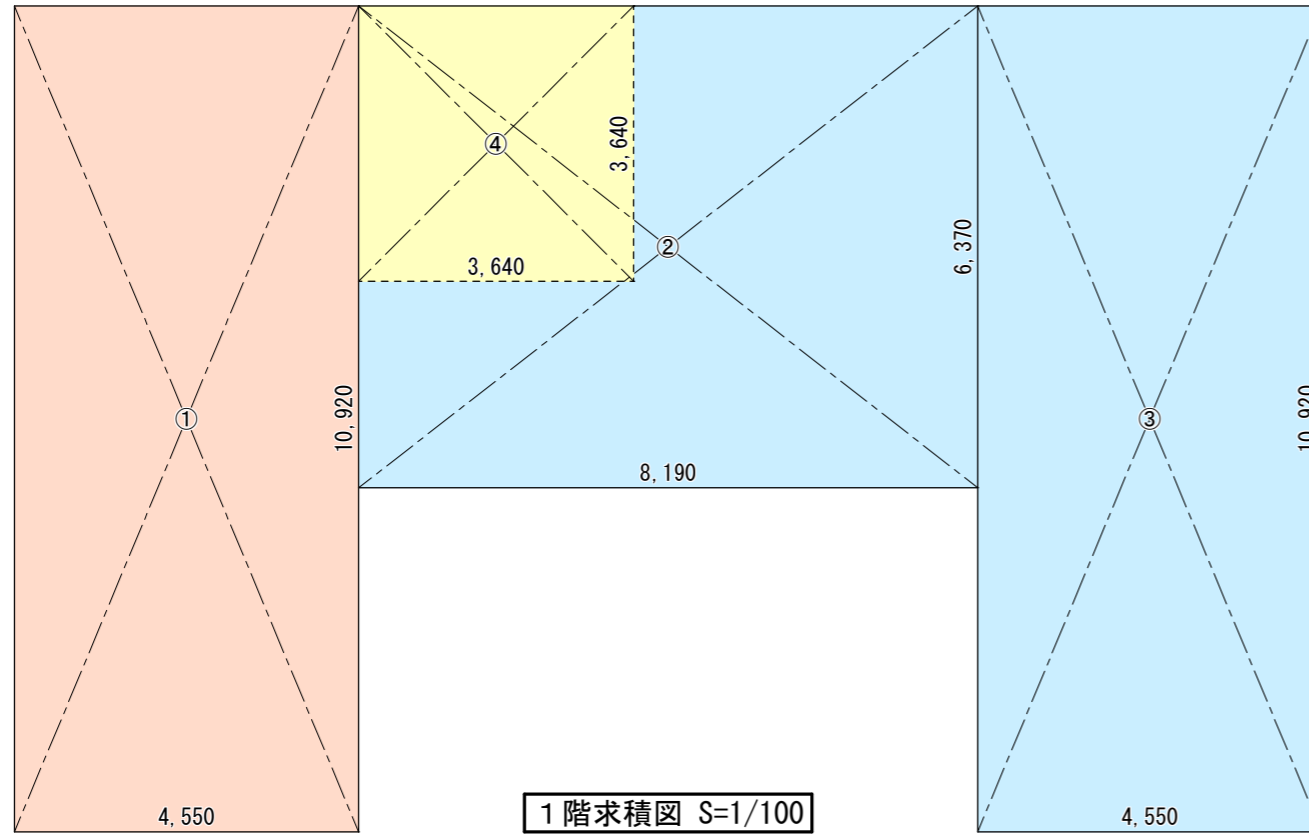
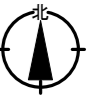


### 配置図兼平面図記載例

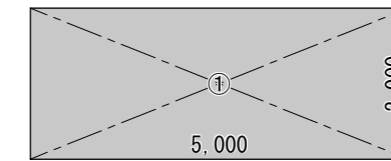
(※あくまで一例ですので、計画ごとに記載事項は異なります。記載の参考として下さい。)

【凡例】  
  まちづくり条例の敷地内通路

承認	検図	作図	1級建築士(大臣)登録 第〇〇〇〇〇号 岡山 太郎	工事名称 (仮称) ●●●● CAFE 新築工事	完了 R3年 月 日	図番 2 枚目	図面番号 A-2	日付
				図面名称 配置図兼平面図	縮尺 1/100	3 枚中		



1階求積図 S=1/100



1階求積図 S=1/100

[建物別面積表] (申請建物①：物販店舗、喫茶店)

番号	計算式	計算結果
①	$4.55 \times 10.92$	49.6860 m <sup>2</sup>
②	$8.19 \times 6.37$	52.1703 m <sup>2</sup>
③	$4.55 \times 10.92$	49.6860 m <sup>2</sup>
④	$3.64 \times 3.64$	13.2496 m <sup>2</sup>
延床面積	①+②+③	A 151.5423 m <sup>2</sup>
物販店部分	①	B 49.6860 m <sup>2</sup>
喫茶店部分	②+③-④	C 88.6067 m <sup>2</sup>
共用部	④	D 13.2496 m <sup>2</sup>
按分(物販)	$D \times (B \div (B + C))$	E 4.7603 m <sup>2</sup>
按分(喫茶)	$D - E$	F 8.4893 m <sup>2</sup>
物販店面積	$B + E$	54.4463 m <sup>2</sup>
喫茶店面積	$C + F$	97.0960 m <sup>2</sup>

[建物別面積表] (申請建物②：駐輪場)

番号	計算式	計算結果
①	$5.00 \times 2.00$	10.0000 m <sup>2</sup>
延床面積	①	10.0000 m <sup>2</sup>

## 求積図記載例

(※あくまで一例ですので、計画ごとに記載事項は異なります。記載の参考として下さい。)

承認	検図	作図	1級建築士(大臣)登録 第〇〇〇〇〇号 岡山 太郎	工事名称 (仮称) ●●●● CAFE 新築工事	完了 R3年 月 日	図番 3 枚目	図面番号 A-3	日付
				図面名称 求積図	縮尺 1/100	3 枚中		